

河川や海を汚さないために
チェックシートを使ってチェックしてみよう！



番号	チェック項目	○印	
1	『環境保全に関する誓約書』『浄化槽維持管理等委託契約書写』『使用開始検査等承諾書』の内容・必要性を確認した。		
2	浄化槽の使用開始の報告書(※)を、県民局または市町に提出した。 (※管理者氏名・浄化槽の規模・設置場所・使用開始日を記載した報告書)		
3	相続や売買等によって浄化槽の管理者が変わった場合は「(管理者変更の)報告書」を、また、下水道に切り替えて浄化槽を撤去するなど、完全に使用しなくなった場合は、「使用廃止届出書」を県民局または市町に提出しなければならないことを知っている。		
4	長期間浄化槽を使用しない場合(標準的目安として1年以上)は「使用休止届出書」を県民局または市町に提出することができる。また、再び使用開始した場合は「使用再開届出書」を提出しなければならないことを知っている。		
5	台所の流しや風呂の排水口に、三角コーナー(ろ紙、ゴミ取りネット)などをセットしている。		
6	料理は食べきれぬ量だけを作り、食べ残しも排水口に流さないようにしている。また、油は使いきるように工夫し、捨てる場合にも紙やボロ切れに浸み込ませて排水口に流さないようにしている。		
7	米のとぎ汁は捨てないで、植木にやったり、庭にまいたりしている。(無洗米を使っている人は○)。		
8	洗濯はできるだけまとめて行い、使用説明の「使用量の目安」にある量の洗剤で洗っている。		
9	浄化槽の保守点検をしている業者や点検時期を知っている。	業者名 _____	毎年 1回目 月ごろ 2回目 月ごろ 3回目 月ごろ 4回目 月ごろ
	電話番号 _____		
10	浄化槽の清掃をしている業者や清掃時期を知っている。	業者名 _____	毎年 月ごろ
	電話番号 _____		
11	兵庫県水質保全センターが実施する法定検査の必要性や検査時期を理解している。		毎年 月ごろ

すべての項目に○印がつけられるように、頑張りましょう！

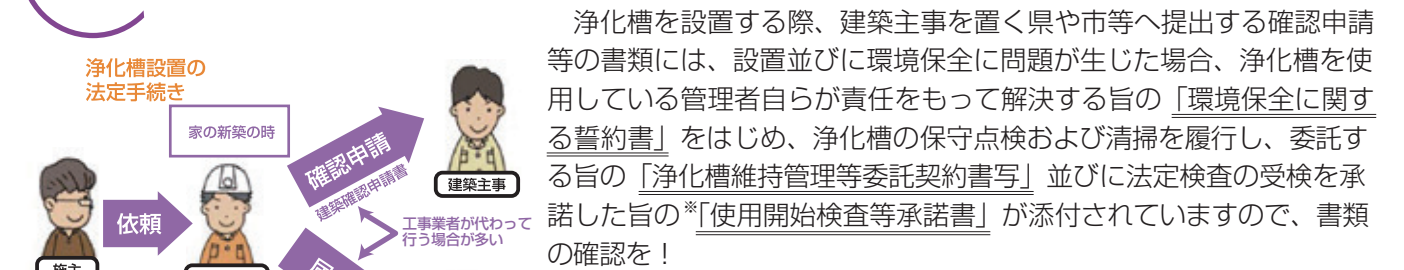
※2・3・4番の報告書や使用廃止届出書、使用休止届出書、使用再開届出書の様式は、兵庫県水質保全センターのホームページ(<https://www.hyogo-suishitsu.jp/>)からダウンロードすることができます。

浄化槽を使用される方へお願い

～設置後等の水質検査(浄化槽法第7条検査)について～

浄化槽は正しく維持管理をしないと、悪臭の発生や河川・海を汚す原因となります。浄化槽を使用される皆さんには、浄化槽法により浄化槽の水質検査が義務付けられていますので、このパンフレットをお読みいただき、浄化槽を正しくお使いいただくとともに浄化槽法第7条第1項の規定に基づく水質検査を受検していただくようお願いいたします。

浄化槽の使用に際して最初に確認しておきましょう！



浄化槽を設置する際、建築主事を置く県や市等へ提出する確認申請等の書類には、設置並びに環境保全に問題が生じた場合、浄化槽を使用している管理者自らが責任をもって解決する旨の「環境保全に関する誓約書」をはじめ、浄化槽の保守点検および清掃を履行し、委託する旨の「浄化槽維持管理等委託契約書写」並びに法定検査の受検を承諾した旨の*「使用開始検査等承諾書」が添付されていますので、書類の確認を！

※「使用開始検査等承諾書」について

浄化槽を使用する場合、①使用を開始して3ヶ月を経過してから5ヶ月の間に受検する使用開始後の水質検査(浄化槽法第7条検査)と②毎年1回の定期検査(浄化槽法第11条検査)の受検が義務付けされています。(詳細は次頁)「使用開始検査等承諾書」とはこれら検査の受検を承諾したという内容の書類です。

浄化槽の使用上の注意

1. トイレの洗浄水は十分な量を流す。
(1日に処理できる水量以内で水を使う)
2. 水まわりの掃除の時には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。
3. トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。
(ウェットティッシュ・ティッシュペーパー等は水に溶けにくいので、詰まりの原因になります。)
4. 浄化槽送風機の電源は切らない。
また、送風機の空気取り入れ口はふさがらない。
5. マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。
6. 消毒剤は切らさず、常に消毒されるようにする。
7. 台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さない。
8. 油は紙にしみこませて捨てるか、再利用する。

●兵庫県知事指定浄化槽検査機関

一般社団法人 **兵庫県水質保全センター**

TEL 078-306-6020(総務課) 078-306-6021(浄化槽検査課)

ホームページ: <https://www.hyogo-suishitsu.jp/>

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課 監修

TEL 078-341-7711(代表)



私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

浄化槽の維持管理のながれ

浄化槽設置の法定手続き(建築確認申請または設置届出)

浄化槽の設置工事

設置工事は、県知事の登録を受けた浄化槽工事業者が行います。

保守点検の実施

県知事又は政令市の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して、浄化槽の使用開始直前に初回の保守点検を行います。

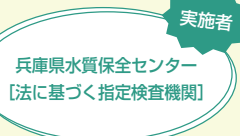
使用開始報告

浄化槽の使用開始後30日以内に、管理者氏名・浄化槽の規模・設置場所・使用開始日を記載した使用開始報告書をお住まいの地域の県民局や市町の浄化槽担当課に提出します。

設置後等の水質検査【浄化槽法第7条検査】

浄化槽の工事が適正に行われ、浄化槽が本来の機能を発揮しているかを調べます。なお、検査の結果は行政機関並びに浄化槽管理者の承諾のもと関係業者に通知することとなっています。次年度からは浄化槽法第11条検査を受検する必要があります。

使用開始後
3~8 か月の間



- ・外観検査
- ・水質検査
- ・書類検査

浄化槽の保守点検【点検・調整・修理】

保守点検は委託した浄化槽保守点検業者が法で定められた期間内に1回以上行います。

浄化槽の清掃【汚泥の引抜き等】

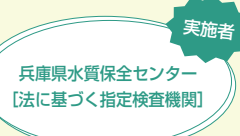
清掃は市町村の許可を受けた浄化槽清掃業者が1年に1回以上行います。

※保守点検・清掃を規定通りに行わない場合は、浄化槽法に基づき罰則規定が知事等から適用されることがあります。

毎年1回の定期検査【浄化槽法第11条検査】

浄化槽の保守点検や清掃などが適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを調べます。なお、検査の結果は行政機関並びに浄化槽管理者の承諾のもと関係業者に通知することとなっています。

7条検査後
次年度から
毎年1回



- ・外観検査
- ・水質検査
- ・書類検査

なお、検査費用については、浄化槽を使用している管理者のご負担になります。

※定期検査を受検しない場合は浄化槽法に基づいて、知事等から必要な指導や受検勧告などを受けることがあります。

既存の単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全および公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態と認められる「特定既存単独処理浄化槽」に対して、知事等は除却あるいは合併処理浄化槽への転換等の必要な措置をとるよう勧告、命令できます。(令和2年浄化槽法改正)

浄化槽保証制度(センター会員限定)

兵庫県水質保全センターでは、管理者の方々に安心して使用してもらえるよう浄化槽(新設される50人槽以下)の保証制度(下記①~③の制度)を創設しています。

この制度はセンター会員である浄化槽メーカー・工事業者・保守点検業者及び清掃業者が一体となった責任体制のもとで行っています。



①浄化槽中間立会検査制度

浄化槽の設置工事を担う浄化槽工事業者の適切な施工を確保するため、その設置された浄化槽メーカーの負担で兵庫県水質保全センターが設置工事の立会検査を行います。また、工事完了後に浄化槽管理者に対して、浄化槽を使用する際の留意すべき点等について、現場説明を実施します。



②浄化槽工事保証制度

浄化槽工事保証制度は、法定検査等によって浄化槽の設置状況に異常があると認められた場合、修補等の措置を講じることで浄化槽の機能の正常化を図るための制度で、センター会員の工事業者の負担により積立てた保証基金により、兵庫県水質保全センターが修補工事を実施するものです。

なお、10人槽以下の浄化槽については、全国浄化槽団体連合会が行う浄化槽機能保証制度(保証期間:使用開始から10年間)を適用しています。

③浄化槽水質保証制度

浄化槽の適正な機能を確保するため、保証期間内に法定検査とは別に、契約している浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者の負担で兵庫県水質保全センターが保証採水を実施し、水質の状況を確認します。なお、水質が適正の場合は、センター保証シールが交付されます。

浄化槽法第7条の検査項目

総合判定

総合判定は、外観検査、水質検査および書類検査の結果を総合的に勘案して、『適正』、『おおむね適正』および『不適正』のいずれに該当するかを判定します。各項目に異常があっても総合的に判断して問題がなければ総合判定は、『適正』、『おおむね適正』となる場合があります。

なお、『不適正』の判定を受けたら、県民局や政令市等の行政機関から指導を受けることがありますので、すみやかに改善してください。



外観検査

1	設置状況 (槽の水平、漏水、内部設備等)	4	使用の状況 (異物の流入等)
2	設備の稼動状況 (ばっ気装置、汚泥返送装置、 生物膜・活性汚泥の生成等)	5	悪臭の発生状況
		6	消毒の実施状況
3	水の流れ方の状況 (各单位装置内の水流、スカムの生成等)	7	か、はえ等の発生状況

水質検査

検査項目	水素イオン濃度(pH)	透視度(Tr)	残留塩素濃度(DPD)	生物化学的酸素要求量(BOD)	溶存酸素量(DO)	汚泥沈殿率(SV)
望ましい範囲	5.8~8.6	20度以上	検出されること	処理目標水質以下であること	1.0mg/L以上	10%以上

- ・水素イオン濃度:pH 酸性・中性・アルカリ性を計ります。
- ・透視度:Tr 透明度を計ります。
- ・残留塩素濃度:DPD 消毒剤のきき具合を計ります。
- ・溶存酸素量:DO ばっ気型浄化槽で槽内に溶けている酸素量を計ります。
- ・生物化学的酸素要求量:BOD 微生物が有機物を分解するのに消費される酸素量を計ります。(放流水を採水し5日間かけて分析します。)
- ・汚泥沈殿率:SV 活性汚泥の量及び生成状態を見ます。(活性汚泥方式のみ計ります。)



書類検査

- 1.保守点検の記録の保存
 - 2.保守点検の年月日
 - 3.保守点検の実施者
 - 4.保守点検の記録の内容で特記すべき事項
- ※1 清掃を実施している場合は、清掃の記録も確認します。
※2 保守点検の記録は、3年間保管してください。あわせて、検査結果書も保管してください。

保守点検の回数

通常の使用状況において下記の回数以上が必要です。

処理方法	浄化槽の種類	期間
分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式、または脱窒ろ床接触ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4ヵ月に1回
	2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3ヵ月に1回
活性汚泥方式		1週に1回
回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着または凝集槽を有する浄化槽	1週に1回
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽	2週に1回
	3 1および2に挙げる浄化槽以外の浄化槽	3ヵ月に1回

浄化槽法第11条検査料金

(兵庫県知事が定めた料金)

処理対象人員	金額
20人以下	5,700円
21~50人	8,100円
51~100人	11,500円
101~300人	17,300円
301~500人	19,700円
501~1000人	23,100円
1001人以上	26,600円

(消費税はかかりません)